

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

軽米町百人委員会 委員の募集

町では、軽米町百人委員会の委員を公募します。

軽米町百人委員会は、住民福祉の向上に向けた具体的な協働の町づくりを実現していくために、5つの部会に分かれて町民の創意と工夫を集約する場として設置するものです。委員は、各分野の関係団体や事業所から推薦をいただいた方と応募いただいた町民の方で構成されます。公募する委員は各部会5名以内となっています。皆さんの応募をお待ちしております。

【百人委員会の役割】

今後の町づくりのために取り組みたい様々な事業について、部会ごとに意見を出し合い協議を重ね、取りまとめた内容を町長に提言していただきます。

【公募委員の資格】

町内に居住し、町づくりに対する積極的な考えをお持ちの方。ただし、国や地方公共団体の議員、職員の方は応募できません。

【募集の人数】各部会5名以内

軽米町百人委員会 5つの部会

○高齢者いきいき部会

高齢者の方が元気に暮らせる町づくりを考えましょう！

○しごと部会

いま働いている方、これから働く方が安心して働ける街づくりを考えましょう！

○スポーツ・文化・観光部会

スポーツ・文化活動の更なる活発化、観光資源の発掘や見直しで町内外との様々な交流が生まれる町づくりを考えましょう！

○環境・衛生部会

身の回りのくらしのこと、安心・安全に暮らせる町づくりを考えましょう！

○はつらつ子育て部会

安心して子育てができる町づくり、安心して子どもが育てる町づくりを考えましょう！

【公募期限】7月15日(水) (午後5時必着)

【選任時期及び任期】

○選任時期：7月下旬 ○任期：2年

【会議の開催】

平日の夜に開催を予定しています。

【報酬等】

会議1回の出席につき3千円を支給します。

【応募方法】

応募を希望する方は、所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、期限までに総務課企画グループまで提出してください(FAX可)。応募用紙は、役場総務課・晴山出張所・小軽米出張所に用意しております。また、様式を町ホームページからダウンロードすることもできます。

【選考方法】書類審査により選考となります。



【問い合わせ・申し込み先】

〒028-6302

軽米町大字軽米10-85

軽米町役場 総務課・企画グループ

(☎46-2111) FAX: 46-2335

Eメール: soumu@town.karumai.iwate.jp

バス通学費助成の請求を忘れずに!!

町ではバスの利用促進と軽高生のバス通学者の負担軽減を図るため、利用したバス運賃を1ヶ月20,000円まで助成しています。利用されている方は忘れずにご請求ください。軽米に接続している全ての路線が対象です。

請求書、利用方法など詳しくは、役場総務課または軽米高校事務担当者までご確認ください。

○対象者

軽米高校に通学する生徒(住所は問いません)

○請求時に必要なもの

- ①請求書(押印は、認印をお願いします)
- ②使用済み定期券や押印済みポイントカード

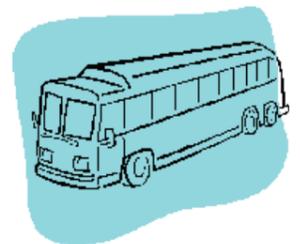
○提出先

役場総務課または高校の担当の先生

○取りまとめ期限

7月10日(金)まで

◎今回は、4月から6月までの利用分を7月10日(金)に取りまとめます。ご請求漏れの無いようお願いします。



2016 希望郷 いわて国体

第71回国民体育大会 広げよう 感動。伝えよう 感謝。

軽米町は、野球競技(一般)の会場地です。

国体開催まであと465日



『B & G海洋センターの開館日』について

B & G海洋センターを、7月4日（土）から開館します。開館日と利用時間は次のとおりですので、どうぞご利用ください。
 なお、ご利用の際は、次のことにご注意ください。

- ①帽子を必ず着用してください。
- ②浮き輪など遊具を使用する場合は、係員にお知らせください。
- ③幼児～小学3年生は、付き添いが必要です。（小学2年生以下は浅いプールの利用となります。）
- ④幼児及び小学生の夜間利用は、付き添いが必要です。
- ⑤シャワー、うがいなどは、必ず行ってください。
- ⑥係員の指示を守ってください。

開館日および開館時間

【7月】

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
			1	2	3	4
						◎
5	6	7	8	9	10	11
◎						◎
12	13	14	15	16	17	18
◎						◎
19	20	21	22	23	24	25
◎	◎					◎ ★
26	27	28	29	30	31	
◎ ★		◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★	

【8月】

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
						1
						◎ ★
2	3	4	5	6	7	8
◎ ★		◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★
9	10	11	12	13	14	15
◎ ★		◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★
16	17	18	19	20	21	22
◎ ★						◎
23/30	24/31	25	26	27	28	29
◎						◎

◆利用料金について

区 分	午前・午後	夜 間
一 般 ・ 学 生	150円	300円
中 学 生 ・ 高 校 生	70円	150円
3歳以上・小学生	40円	70円

区 分	時 間 帯
◎一般開放日	〈平 日〉 10:00～17:00
	〈土・日〉 9:00～17:00
★夜間開放日	18:30～21:00

- ※12:00～13:00は休憩時間のため、利用できません。
- ※天候、気温、水温の状況により「閉館」となる場合があります。

【問い合わせ先】教育委員会事務局
 生涯学習グループ（☎46-4744）

教育相談の実施について

お子さんのことで、気になることがありましたらぜひご相談ください。

教育相談員、指導主事などが面接や電話でご相談をお受けしています。どうぞお気軽にご相談ください。

◎相談日程【6月・7月予定】

期 間	曜 日	時 間	場 所
6月30日	火曜日	9:00～	軽米中央公民館 (1階事務室)
7月28日		15:00	

- ・ご相談にこられる場合は、事前の申し込みを基本としますが、当日ご来場いただいても相談が受けられます。
- ・中央公民館の行事などにより相談期日、相談会場を変更する場合があります。

《教育相談受付番号》
 ☎46-4743(町教育委員会事務局)

【相談員】

圃田 清和（教職経験者） 自宅（☎32-2910）
 平成25年度から教育相談を担当しています。
 どうぞお気軽にご相談ください。

『軽邑耕作鈔』講演会の開催について

二戸地区文化財調査委員連絡協議会研修会として、講師を招いて下記のとおり講演会を開催します。

昨年翻刻本を発刊した軽米の宝『軽邑耕作鈔』について、価値を再発見するよい機会になります。

一般の方も自由に参加できますので、ぜひこの機会にご聴講ください。

【日時】7月3日（金）13:30～15:30

【会場】軽米町農村環境改善センター 大ホール

【講師】前八戸市史編さん委員会 近世部会長 斎藤 潔 氏

【演題】「岩手県指定文化財の軽米町『軽邑耕作鈔』」

※申し込み不要、参加料は無料です。
 お気軽にお越しください。

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

7月から 平成27年度分の国民年金保険料免除申請を受付けます！

平成27年度は国民年金保険料が月額15,590円となっていますが、所得が一定以下の方で納付が困難な方は、保険料の免除を受けることができます。

国民年金保険料の免除は、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の4段階になります。「全額免除」以外の3段階は保険料の一部の納付が必要です。保険料の一部を納付しないと、その期間の「一部免除」が無効（＝未納と同じ状態）になりますので、将来の老齢基礎年金や、障害や死亡など不測の事態にも年金が受け取れない場合があります。「全額免除」以外の免除の場合は、免除されていない一部の保険料を必ず納めましょう。

◆免除となる所得基準のめやす

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦+子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
夫婦2人世帯	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

◆平成27年度の月額保険料（基準額15,590円/月）

免除種類		免除の納付額	年金受取時に反映される割合
全額免除制度		0円	2分の1
一部納付制度	4分の1納付（4分の3免除）	3,900円	8分の5
	2分の1納付（半額免除）	7,800円	8分の6
	4分の3納付（4分の1免除）	11,690円	8分の7

◆免除された保険料などは追納できます

免除または、猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくなならないよう10年以内であれば後から納付することができます。ただし、3年度目以降に納付する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆免除・猶予には次の制度もあります

- ①若年者納付猶予制度…30歳未満の方（所得審査有り）
- ②学生納付特例制度…学生の方（所得審査有り）
- ③法定免除…障害者年金受給者、生活保護法の生活扶助受給者

◆免除対象期間の拡大について

平成26年4月から、過去2年（申請月の2年1ヵ月前の月分）まで免除を申請できるようになりました。遡って申請を希望したい方は申請時に窓口でご相談ください。

【問い合わせ先】

二戸年金事務所 (☎23-4111)
または町民生活課 (☎46-4734)

特定計量器の定期検査を実施

取引・証明などに使用する計量器の検査のため、2年に一度実施されている特定計量器定期検査を実施します。取引・証明などに計量器を使用している事業者は、必ず受検しましょう。

■実施日 7月30日（木）

■場所

- ①小軽米出張所 9:30～10:15
- ②ミル・みるハウス 11:00～11:30
- ③町農村環境改善センター 13:00～15:30

※今回、初めて受検する方は、7月10日（金）までにお問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】産業振興課
商工観光グループ (☎46-4746)

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業の実施について

（財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。この事業は、厚生労働省から補助を受け、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、旧戦地を訪れ慰霊追悼を行うとともに同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

■実施地域

中国、マリアナ諸島、ボルネオ・マレー半島など

■参加費 10万円

※実施地域や日程の詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】（財）日本遺族会事務局
(☎03-3261-5521)

(公財) いわて産業振興センターの設備貸与制度について

(公財) いわて産業振興センターの設備貸与制度では、中小企業の皆さまが必要な設備を導入するときに、センターが企業に代わって購入し、長期、低利で割賦販売やリースを行っています。

○貸与の種類と条件

種 別	設備貸与(割賦販売)	リース
対 象 企 業	県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合・協業組合含む)	
貸 付 期 間	5年～10年(導入設備耐用年数上限)	
貸付限度額 (消費税含む)	100万円～1億円	
対 象 設 備	設備(建物を除く)	汎用設備(中古・車両を除く)
保 証 金	貸与額の10%(最終償還時に返済)	
利息(貸与損料)	年率1.30%～1.70%(固定金利) (申込企業の財務内容により決定)	
リース料(月額)	5年=1.867%(参考) 7年=1.389%(参考)	
連 帯 保 証 人	法人：代表者1名 個人不要 (経営者保証ガイドラインに準拠)	

※運賃・取付工事は貸付けの対象となりますが、建物部分・基礎工事は対象外です。

一部、対象とならない業種、設備があります。

◎その他、条件を満たすことで優遇措置を受けられます。条件と優遇の内容など、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 (公財) いわて産業振興センター
(☎019-631-3821) 金融担当

平成27年度

公益財団法人さんりく基金助成事業を募集

公益財団法人さんりく基金では、県北・沿岸地域の振興を目的とする事業に対し、助成を行っています。このたび、平成27年度事業の2次募集を行いますので、ご希望の方は公益財団法人さんりく基金事務局あて関係書類を提出してください。

詳しくは、さんりく基金のホームページをご覧ください。

【助成区分】 県北沿岸地域特産品開発事業

【目 的】 地域の農林水産物や観光資源などの特性を活かした
新商品開発や商品リニューアルの促進にかかる経費
を支援

【助成対象者】 県北沿岸地域の企業や個人事業者など

【助成限度額】 65万円(5分の4以内)

【応募締切】 6月30日(火)

※同事業のうち、軽米町が対象となる事業のみ掲載しております。

【問い合わせ・申し込み先】

公益財団法人さんりく基金事務局

(☎019-629-5212)

FAX: 019-629-5219

URL: <http://homepage3.nifty.com/sanrikukikin/>

町の臨時職員を募集します

職種・募集人数	福祉業務に係る事務補助員 1名
雇 用 期 間	採用日から平成28年3月31日まで(更新あり)
必要な免許資格	普通自動車運転免許
年 齢	不問
賃 金	日額5,660～6,580円 (通勤距離が2km以上の場合は通勤手当を支給)
就 業 時 間	午前8時30分～午後5時15分(休憩60分) 休日…土曜・日曜・祝日(週38時間45分程度)
加 入 保 険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金
試験方法・場所	個人面接 軽米町役場
試 験 日	応募者に対し後日連絡します
申 込 期 限	7月8日(水)
申 込 方 法	①ハローワーク二戸(二戸公共職業安定所)に 求職者登録し、紹介状の交付を受ける。 ②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに 担当へ提出する。(郵送可)
問 い 合 わ せ 提 出 先	〒028-6302 軽米町大字軽米2-54-5 健康福祉課健康福祉グループ (健康ふれあいセンター内 ☎46-4111)

職場のマタハラで つらい思い、していませんか?

「妊娠したから解雇」
は違法です。
雇用均等室にご相談ください。



男女雇用機会均等法が施行されて30年を迎えますが、依然として、妊娠・出産などを理由とする不利益扱いのトラブルは多く、社会問題となっています。

妊娠・出産・産休・育休などを理由として解雇すること、契約の更新をしないこと、退職を強要することなどは男女雇用機会均等法、育児・介護休業法違反です。ご不明の点などはお問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】 岩手県労働局雇用均等室
(☎019-604-3010)